三重県性暴力の根絶をめざす条例(概要)

構成

前文

第1章 総則(第1条~第10条)

第2章 推進体制の整備(第11条~第14条)

第3章 基本的施策

第1節 性暴力の予防 (第15条~第17条) 第2節 性暴力被害者等に対する支援

(第18条~第21条)

第3節 性暴力のない社会の構築

(第22条·第23条)

第 4 章 雑則 (第24条·第25条)

附則

前文

- ○人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわた り築くことは私たちすべての県民の願い
- ○性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、 決して許されないにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被 害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在
- ○性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在
- ○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、被害の早期発見とともに、社会全体での途切れない支援が必要
- ○特に子どもへの性暴力に対しては、社会全体で子どもを被害から守り、 被害が生じた場合は、早期発見と支援が必要
- ○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、性暴力を根絶しなければならない
- ○各主体が一体となって被害者等に寄り添い、性暴力のない三重県をめ ざすことで、すべての県民が安全に安心して暮らせる社会を実現を図る

第1章 総則

目的 (第1条)	○性暴力の根絶及び性暴力被害者等への支援に関する施策(性暴力の根絶をめざす施策)に 関する基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
定義 (第2条)	 ○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものに限る)がなく行われる性的な行為(その者に対する物理的な接触に限らない)をいう ○県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう ○性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう ○その他、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義
基本理念 (第3条)	 ○性暴力は個人の尊厳を著しく害する人権侵害であり、根絶していかなければならない ○性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、被害者等の意思及び立場を尊重 ○被害者等への差別や誹謗中傷を許さない社会を形成し、二次被害の防止に最大限配慮する ○必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されるよう推進する ○子どもに対する性暴力は、社会全体で被害から守り、教育及び啓発を行い、性被害が発生した場合には、早期に発見し、子ども及びその家族を支援するため、各主体が連携協力する
県の責務 (第4条)	○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に関係する機関(関係機関)と相互に連携を図る○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報を収集し、活用する
県民等の役割 (第5条)	○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、性被害、二次被害の防止に配慮○性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
市町の役割 (第6条)	○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
学校等の役割 (第7条)	○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する ○学校等における性暴力を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
事業者の役割 (第8条)	○セクシュアル・ハラスメント等による性被害又は二次被害が生じないよう努める ○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
医療機関の 役割(第9条)	○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める
民間支援団体の	○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する

役割(第10条) ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める

■ 第2章 推進体制の整備

推進体制の整備 (第11条)	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、当該施策の実施状況を確認するため、必要な体制を整備する
推進計画 (第12条)	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める○推進計画には、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める
人材の育成及び 支援(第13条)	○県、市町職員や施策の実施に携わる者に対し、性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる○学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止、適切な対処に関する知識・技術、相談窓口との連携方法等について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる○性暴力被害者支援従事者に対し、心理的外傷防止のために必要な施策を講ずる○民間支援団体に対し、情報提供、助言等その他の必要な施策を講ずる
市町に対する 支援(第14条)	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第3章 基本的施策

第1節 性暴力の予防

予防教育等の推進 (第15条)	○公立学校において、性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発を行うよう努める ○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める
	○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる ○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る
性暴力の根絶をめざ す月間(第17条)	○性暴力の根絶をめざす月間を設定し、理解促進・気運醸成に向け集中的に取り組む ○性暴力の根絶をめざす月間は、11月とする

第2節 性暴力被害者等に対する支援

第4即 注蒸刀饭舌	第2則 性暴力被告有守に対する又族		
総合的な相談体制の 整備等(第18条)	○専ら性暴力被害者等に対する支援を行う総合的な窓口を設置し、相談及び支援を行う ○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずる ○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に必要な注意を払う		
早期発見及び早期対 応(第19条)	○県は、県民等が直ちに総合的な窓口に相談できるよう必要な措置を講ずる ○県は、性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全と早期の適切な支援がな されるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図る ○子どもに対する性暴力に対し、早期発見・適切な対応に必要な施策を講ずる		
性暴力被害者等に対する支援 (第20条)	○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な措置を講ずる (相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急 対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援) ○県は、支援が迅速かつ的確に行われるよう関係機関と緊密に連携する		
三重県犯罪被害者等 支援条例への委任	○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の定めるところによる		

第3節 性暴力のない社会の構築

	性暴力の再発防止 (第22条)	○性暴力加害者又はその家族の求めに応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める ○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める
		○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める ○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な施策を講ずる

○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性被害の特性に応じた配慮を加える

第4章 雑則

(第21条)

	個人情報の保護 (第24条)	○性暴力の根絶をめざす施策の推進に当たって取得した個人情報を適切に管理するとともに、 その目的以外に使用してはならない
	財政上の措置 (第25条)	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

|施行日(附則) | 公布の日